

新潟市放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助金取扱要領

制定 平成30年3月27日

(目的)

第1条 この要領は、新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱（以下「放課後健全育成緊急対策事業補助金要綱」という。）第3条第1項第2号に規定する放課後児童支援員等キャリアアップ処遇改善費補助（以下「キャリアアップ補助」という。）の実施について必要なことを定める。

2 キャリアアップ補助は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月新潟市条例第63号）に基づく放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員（平成32年3月31日までに都道府県知事が行う研修を修了することを予定している者を含む。以下同じ。）及び補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員等の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援員Ⅰ 放課後児童支援員で、次号及び第3号に該当しない者
- (2) 支援員Ⅱ 経験年数が5年以上の放課後児童支援員で、本市が指定する研修を受講した者
- (3) 支援員Ⅲ 経験年数が10年以上の放課後児童支援員で、本市が指定する研修を受講した事業所長的立場にある者（以下「事業所長」という。）

2 この要領における用語の意義は、前項に定めるもののほか、新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業実施要綱（平成17年4月1日施行）、新潟市放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）の例による。

(補助対象)

第3条 キャリアアップ補助は、事業実施要綱に規定する事業を行う運営主体が、放課後児童支援員等に対し、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組み（以下「キャリアアップ体系」という。）を設けている場合に、その賃金改善に要する費用の一部を補助対象とする。

2 第2条第1項第3号に規定する事業所長は、育成支援を統括する現場責任者等とし、事業所長の立場にあることについて、発令や運営規定等の文書により確認できなければならない。

3 放課後児童クラブにおける事業所長は、原則として、各放課後児童クラブにつき1名までとする。ただし、支援の単位ごとに事業所長がいる場合は、支援の単位につき1名まで補助対象とすることができる。

(経験年数等)

第4条 第2条第1項第2号及び第3号に規定する経験年数は、当該年度の4月1日現在において勤務する放課後児童健全育成事業所並びにその日以前に勤務していた次の各号に規定する施設及び事業所(以下「事業所等」という。)における経験年数の合算とする。

(1) 子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における経験年数

(2) 学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における経験年数

(3) 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における経験年数

(4) 児童福祉法第12条の4に定める施設における経験年数

(5) 認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設)における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の経験年数

(6) 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における経験年数(保健師、看護師又は准看護師に限る。)

(7) 放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う事業所等における経験年数

2 前項に規定する事業所等における経験年数の算定にあたっては、暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは切り上げるものとする。

3 前2項の規定に基づく経験年数の算定は、当該年度の4月1日時点において行うものとし、一年に満たない端数が生じたときは切り捨てて算定する。

4 事業所等に勤務していた期間において、無給の休暇及び休職の期間がある場合、当該期間は経験年数に算定することができない。ただし、産前産後休暇及び育児休業については、この限りではない。

5 経験年数の期間は、事業所等が発行する勤務実績証明書等の文書により確認できなければならない。

(キャリアアップ体系)

第5条 キャリアアップ体系は、就業規則等の文書により規定しなければならない。

2 既に賃金改善の仕組みを設けている運営主体がキャリアアップ補助の交付を受けようとする場合、当該賃金改善の仕組みとは別に、キャリアアップ体系を設けなければならない。

(補助金の算定)

第6条 キャリアアップ補助の補助額は、別表1に基づき算定した補助基準額と別表2に基づき算定した補助対象経費を比較して少ない方の額とする。

2 キャリアアップ補助の算定にあたっては各月1日を基準日とする。

(賃金改善)

第7条 賃金改善は、平成28年度において当該放課後児童クラブに勤務していた放課後児童支援員等の賃金に対して行われていなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、放課後児童支援員又は補助員の初任給の額を、平成28年度において放課後児童支援員等に支払われた賃金とみなす。

(1) 賃金改善を受ける当該放課後児童支援員等が、平成28年度において当該クラブに勤務していなかった場合

(2) 賃金改善を受ける放課後児童支援員等について、勤務形態等が平成28年度と異なっている場合

3 第1項の規定にかかわらず、平成28年度において当該クラブが開設していなかった場合、開設時の賃金を、平成28年度において放課後児童支援員等に支払われた賃金とみなす。

4 放課後児童支援等の賃金改善の全部又は一部が、基本給（月給等や決まって毎月支払われる手当）により行われていなければならない。

5 前項の規定によらず、運営主体が設けたキャリアアップ体系を遡及して適用し、賃金改善を行った場合は、当該年度分に限り補助対象とすることができる。

6 キャリアアップ補助により賃金改善を行う給与項目以外の項目において賃金水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与額等が、当該要因により変動した場合については、この限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年3月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日からこの細目の施行日の前日までに、キャリアアップ体系を新たに設けており、かつ、市長が特に必要と認める場合は、当該キャリアアップ体系を第5条第2項に規定するキャリアアップ体系とみなすことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第6条第1項)

補助基準額 算定方法	区分	各放課後児童支援員の補助金算定基準額(年額)
右記に基づく各放課後児童支援員の補助金算定基準額の合計額と、放課後児童健全育成緊急対策事業補助金交付要綱別表3に規定する支援の単位当たりの上限額を比較して少ない額とする。	支援員Ⅰ	131,000円×勤務月数/12月 (百円未満切捨て)
	支援員Ⅱ	263,000円×勤務月数/12月 (百円未満切捨て)
	支援員Ⅲ	394,000円×勤務月数/12月 (百円未満切捨て)

別表2 (第6条第1項)

補助対象経費 算定方法	区分	各放課後児童支援員等の補助対象経費上限額(年額)
右記に基づく各放課後児童支援員等の補助対象経費上限額と各放課後児童支援員に対する賃金改善額を比較して少ない額の合計額とする。	支援員Ⅰ	131,000円×勤務月数/12月 (百円未満切捨て)
	支援員Ⅱ	263,000円×勤務月数/12月 (百円未満切捨て)
	支援員Ⅲ	394,000円×勤務月数/12月 (百円未満切捨て)
	補助員	131,000円×勤務月数/12月 (百円未満切捨て)